

老朽化して危険な空き家の除却費用の一部を補助します

最大
80万円

安全安心な生活環境の確保および良好な地域景観の保全を図るため、老朽化して危険な空き家の除却にかかる費用の一部を補助する制度があります（補助の要件がありますので、必ず事前にご相談ください）。

補助金の額

補助限度額 → **80**万円

補助率 → 補助対象となる経費の **80**%

事前調査の申請

受付期間 → **5月7日(木)～6月8日(月)**

募集件数 → **10**件（申込件数が10件を超える場合は緊急性の高いものから補助を行います）

△ 補助を受けるには次の全ての条件を満たす必要があります

■ 補助対象となる老朽危険空家

- ① 市内にある住宅で、居住その他の使用をしていないことが常態であり、今後も居住の見込みがない
- ② 住宅の不良度の測定基準を満たす（職員が基準に基づいて判定します）
- ③ 避難路の沿道または建築物が立ち並んでいる道の沿道に位置し、右図の状態である

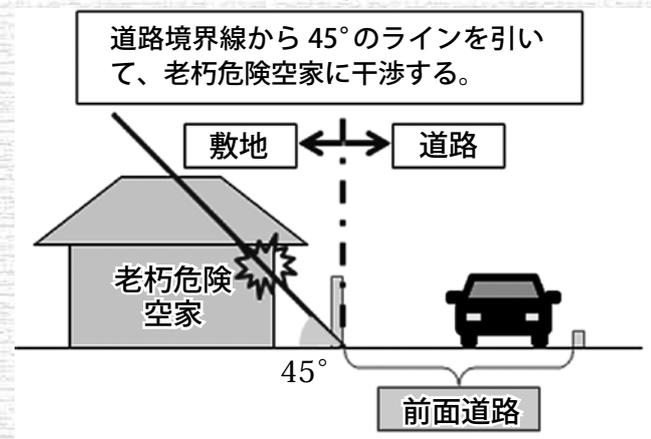
■ 対象者（法人除く）

- ① 市税に滞納がない人
- ② 空き家の所有者、所有者の相続人、所有者または所有者の相続人から除却について委任を受けた人
※ 共有である場合または空き家に所有権以外の権利の設定がある場合は、共有者または権利者から除却についての同意が必要
- ③ 暴力団員でない人または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない人

■ 対象工事

- ① 市内に事業所を有する建設業者または解体工業者による工事
- ② 除却に要する費用が50万円以上（消費税および地方消費税を除く）
※ 家財道具、機械、車両などの動産処分を含まない
- ③ 令和3年2月末までに工事が完了する
- ④ 公共工事などによる移転、建て替えその他の補償の対象になっていない
- ⑤ 対象となる空き家を全て除却する工事
- ⑥ 補助金の交付決定後に着手する工事

補助対象となる老朽危険空家の例



【補助金の代理受領について】

申請者が受け取る予定の補助金を直接施工業者へ交付する制度がありますので、ご相談ください（代理受領制度を利用する場合、当事者間の合意が必要）

【注意事項】

工事完了後の跡地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理を行ってください。

空き家を除却することで、土地の固定資産税および都市計画税が増額になることがあります。

あなたの空き家大丈夫ですか？

建築指導課 ☎ 65 - 1273

FAX 65 - 1276



空き家の適切な管理をお願いします

住宅は、相続や転居などをきっかけに空き家になることがあります。

空き家を放置すると、防災・防犯・景観・衛生面で近隣の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあり、**管理不全により事故が発生した場合、損害賠償請求をされる可能性もあります。**

空き家も資産です。所有者や管理者などが責任を持ち、定期的に建物などを確認して破損箇所は修繕し、老朽化した空き家は除却するなど、問題が発生する前に適切な管理をしましょう。

—将来、相続が発生したときのために

相続登記 推進のお願い

昨今、相続した不動産について相続登記がされずに放置されているケースが数多く存在しています。

相続登記を行わないと、相続関係が複雑になり、相続人の把握が困難になったり、いざ処分をしようと思っても費用や時間がかかったりします。

また、相続登記を行わないことが、適切な管理がなされていない空き家が増加している要因の一つにもなっています。

将来、相続が発生したときのために、事前に所有者とその親族間で誰が相続をするのかを話し合い、相続が発生した際には速やかに相続登記を行うなど、権利関係でトラブルが発生しないようにしましょう。

次世代の人のためにも、相続登記の推進をお願いします。

